

市民後見推進事業の概要

市区町名	越谷市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施	
委託先及び委託内容	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">全部委託</div> ・ 一部委託 ・ 委託なし	
	委託先名：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 委託内容：市民後見人候補者養成研修の実施	
事業内容	<p>(研修の名称) 「越谷市市民後見人候補者養成研修」</p> <p>(研修対象者) 市内在住の25歳以上68歳未満の方（平成25年4月1日現在）で、高齢者や障がい者等に対する福祉に理解及び熱意があり、研修終了後、市民後見人として活動する意思のある方 定員30名</p> <p>(研修カリキュラム等) 厚生労働省のカリキュラムに準じて、基礎研修、実践研修を実施。計13日。月曜日を中心に開催。</p> <p>(講師) 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、社会保険労務士、大学教授、医療・福祉関係者、成年後見実務実施機関職員、家庭裁判所職員、社会福祉協議会及び市職員等</p>	
事業スケジュール (予定を含む)	平成25年5月 平成25年7月上旬～8月上旬 平成25年8月22日 平成25年10月7日 平成26年2月10日 平成26年2月17日 平成26年3月28日 平成26年10月17日	養成研修受講申込要領作成 受講生募集 事前説明会 養成研修開始 養成研修終了 修了証の交付（29名） 候補者名簿登録（21名） 候補者名簿登録（2名追加）
備考		

市民後見推進事業の概要

市区町名	越谷市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：ケース方針調整会議の実施 受任調整会議の実施</p>
事業内容	<p>○ケース方針調整会議 専門職から構成される会議を開催し、成年後見制度の利用相談に対し、利用の適否や候補者について意見聴取を行う。また、市民後見人の受任について意見聴取を行う。(年4回)</p> <p>(構成する専門職) 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、行政職員</p> <p>○受任調整会議 市民後見人が受任することが適当と判断された事案について、名簿登録者の中から候補者の選定を行う。必要に応じ随時開催。</p> <p>○受任体制の構築 市民後見人が孤立することなく継続的かつ安定的な活動ができる受任体制として、市民後見人と社会福祉協議会の法人後見が共同で受任する複数後見体制を構築した。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>○ケース方針調整会議 平成26年5月21日 平成26年8月28日 平成26年11月21日 平成27年2月(予定)</p> <p>○受任調整会議 平成26年9月18日 平成26年12月17日</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	越谷市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名： 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会</p> <p>委託内容： 市民後見人として活動ができるよう、就任支援及び活動支援の実施</p>
事業内容	<p>○就任支援</p> <p>(継続研修)</p> <p>養成研修を修了し、越谷市市民後見人候補者名簿に登録した者に対し、養成研修を補完する内容の研修を行う。年4回程度実施。</p> <p>(受任調整)</p> <p>受任調整会議により選考された市民後見人候補者に対し、必要書類作成等の受任に係る調整を行う。</p> <p>○活動支援</p> <p>(マニュアルの作成・配布)</p> <p>市民後見人がスムーズな後見活動を行えるようマニュアルを作成し、配布する。</p> <p>(活動前のオリエンテーションの実施)</p> <p>市民後見人が後見活動を開始する前に、後見活動を行うにあたっての留意事項等についての説明を行う活動前オリエンテーションを実施。</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>市民後見人が活動する際に生じる疑問等について、相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>(専門職（弁護士等）による相談)</p> <p>専門的な相談内容について、適切なアドバイスが受けられるよう専門職による相談体制を整備する。</p>

事業スケジュール (予定を含む)	○継続研修 平成26年6月30日 平成26年9月8日 平成26年12月15日 平成27年2月(予定)
備 考	平成26年11月28日に市内で初めて市民後見人がさいたま家庭裁判所越谷支部から選任され、以降平成27年1月31日時点で計2名の市民後見人が受任し後見活動を行っている。